

1. こども計画とは

こども基本法において、同法及びこども大綱を勘案して、**地域の実情に応じた「自治体こども計画」**を策定するものとされている。

○策定にあたっての国の支援

令和5年度末に、自治体こども計画策定のための**ガイドライン**が発出予定
大枠は示される予定だが、**自治体独自の取り組みは阻害しない**

市川市としての計画策定の方向性について、
意見を求めるもの

2. こども基本法及びこども大綱

○こども大綱における基本的な方針(略文)

- ①こども・若者は権利の主体であり、**今とこれからの最善の利益を図ること**、
- ②こども・若者や子育て当事者と**ともに進めていくこと**、
- ③**ライフステージに応じて切れ目なく**十分に支援すること、
- ④良好な成育環境を確保し、**貧困と格差の解消を図ること**、
- ⑤若い世代の生活の基盤の安定を確保し、**若い世代の視点に立った結婚・子育ての希望を実現すること**、
- ⑥**施策の総合性を確保、各団体との連携を重視すること**

こどもまんなか社会の実現に向けて

3. 市川市の現状

○市川市における子育て施策の課題

- ・少子高齢化の進展(**子育て世帯の転出超過**)
- ・待機児童数0の達成、継続
- ・合計特殊出生率の低迷(令和4年度市川市：**1.17**)
- ・**〇〇〇〇〇**
- ・△△△△△
- ・□□□□□

市川市固有の課題解決へ

○市川市におけるこども関連計画

- ・市川市子ども・子育て支援事業計画
(子ども・子育て支援法・次世代育成支援対策推進法)
- ・市川市子どもの貧困対策計画(子どもの貧困対策法)
【未策定】
- ・母子保健計画(健やか親子21)
- ・子ども・若者計画(子ども・若者育成支援推進法)

発展的統合へ

これらの要素を踏まえた
市川市独自のこども計画を策定

4. 市川市こども計画の考え方

○ これまでの計画と変わらない点

- ・子どもの最善の利益の実現を図る
⇒子ども・子育て支援事業計画においても、基本方針として明示
- ・子育て当事者の意見をうかがう
⇒ニーズ調査や子ども・子育て会議において実施
- ・ライフステージに応じた支援策
⇒既存計画においても、各事業を明示

骨格は**子ども・子育て支援事業計画**を踏襲

計画に関する審議は、**子ども・子育て会議等**
において**随時意見聴取を実施**

○ こども計画で必要な新たな要素

新たな要素

若者への対応の視点 (対象者の拡大)	高等教育への就学支援や、就労支援、結婚等への支援などへの対応
こども・若者の意見を聞き、対話の場を設ける	子どもたちや若者等の社会参画を進め、 ①当事者の適切なニーズ把握、 ②社会の一員として主体性の育成へ
こどもたちにもわかりやすい計画へ	こどもまんなか社会を目指すための計画であることから、子ども・若者など、どの世代にも分かりやすい計画へ
少子化対策の意識	全国平均以下の合計特殊出生率改善に向けた取り組みの検討
既存計画との統合	これまでの計画を整理し、分かりやすい計画へ

対応案

子ども・若者向けワークショップの開催

- ・当事者のニーズ把握のため、子どもや若者を対象としたワークショップを開催
⇒参加者の年代に合わせた適切な情報提供を行い、誰もが自分の意見を出しやすい環境の整備を行う

※議題候補

- 『幸福な生活を送るために必要なこととは』
- 『市川市の未来を語ろう』
- 『みんなにわかりやすい計画について』

子ども版子ども・子育て会議の設置

- ・大人版の子ども・子育て会議と同様に、計画についての審議を子ども(若者)に対しても実施。当事者の視点からの意見聴取を行う。
⇒内容は平易にしつつも、可能な限り同じ内容の審議を行い、大人だけではない子どもや若者の意見の聴取を行う。

子ども版計画書の策定

- ・市川市の取り組みが子どもや若者などの当事者にも伝わるよう、世代に合わせた言葉・表現による、計画の別冊を策定

子ども・若者の当事者意見の尊重

計画全体に子ども・若者の意見を
反映する仕組みを検討